

写

平成18年10月11日

新温泉町長 馬場雅人様

新温泉町行財政改革推進委員会
委員長 西垣晋輔

新温泉町行財政改革大綱について（答申）

平成18年4月21日付け諮問第1号で諮問のあった標記のことについて、本委員会は町より「新温泉町行財政改革大綱（素案）」に関する説明を受け、住民の立場から慎重に審議、検討を重ねてきました。その結果をまとめましたので、別添のとおり答申します。

貴職におかれましては、本答申を尊重し、積極的な取り組みを展開することを期待します。

写

新温泉町行財政改革大綱について

答 申

平成18年10月11日

新温泉町行財政改革推進委員会

目 次

はじめに	1
大綱について	2
答申の附帯意見	3
1 住民と行政のパートナーシップ	3
2 健全な財政基盤の確立	3
3 合併に伴う課題の解決	6
4 組織・機構の整備と人事管理の適正化	7
5 行政サービスの向上と新時代の行政の推進	9
<資料>	
委員構成	11
新温泉町行財政改革推進委員会設置要綱	12
審議状況	13

はじめに

新温泉町がスタートして1年が経過しました。町合併は最大の行財政改革であるといわれてきましたが、本町における行財政全般をみると、旧態依然とした行政体質のまま、やっと行財政改革の緒に就いたばかりという感を禁じえません。

しかしながら、本町においては厳しい財政状況の中で、少子・高齢化、情報化、さらには地球規模での環境問題など、増大する行政需要と多様化する住民ニーズへの的確な対応など、時代に則した新たな取り組みが求められていることから、これまで以上に更なる効率的な行政運営に重点を置きながら、真に必要なサービスを提供し、町民の満足度を向上させなければなりません。

本年4月21日に馬場町長から「新温泉町行財政改革大綱(素案)」を添えて本町の行財政改革についての諮問を受けました。町から示された今日の行財政運営に関する資料や財政見通し等の説明を受ける中で、全委員が本町の将来に対して強い危機感を持ちました。このような共通認識の下、従来概念にとらわれないゼロからの議論を基本に、住民の立場から慎重に審議を重ねてきました。その結果、委員会の意見を反映させた大綱として答申するとともに、委員会の附帯意見を記載しています。

行財政改革を進めるにあたっては、町職員の意識改革が最優先課題であり、本町の厳しい財政状況を認識し、全職員が危機感をもって行政執行にあたることが重要です。さらに、町民自身も自治体を運営する一員であるという認識を深め、その責務を果たすとともに行政へ積極的に参画することを求めます。そのためには行政は分かりやすい形での情報公開と説明責任を果たすことが重要です。

将来にわたり持続可能な財政基盤を確立するためには、財政再建に向けた取り組みへ一刻の猶予も許されません。抜本的な町政全般についての見直しが緊急の課題です。夕張市の財政破綻を他人事と捉えるのではなく、明日はわが身と自戒して、地方自治の原点に帰るべきであるとあえて申し上げます。町長を先頭に職員が一丸となってこの厳しい状況を打開し、町民が主人公となって安心して暮らしていけるまちづくりを実現するために、強い信念を持って行財政改革に取り組んでいただくことを強く要望します。

私たち行財政改革推進委員会は、この答申を町長をはじめ町当局がどのように実行していくかを町民の皆さんと共に検証したいと思います。また、提言した責任を自覚し、引き続き改革の進捗状況を確認しながら必要に応じて提言を行っていきます。

大綱について

町長から諮問された「新温泉町行財政改革大綱（素案）」について、本委員会で慎重に審議して意見を集約した結果、別添のとおり修正しました。

答申の附帯意見

行財政改革大綱の各項目については、本委員会において以下の附帯意見がありましたので、改革の実施にあたっては配慮願います。

1 住民と行政のパートナーシップ

(1) 行政への住民参加の促進

町民の声を的確に行政に反映するため、あらゆる機会をとらえて町民のもとへ出向くなど多様な手段により、町民の意見の聴取を行うこと。

重要課題・政策の意思決定までには町民に情報を提供して情報公開と説明責任を果たし、住民意向調査やアンケート等を実施して町民の意見を聞くこと。その結果は、速やかに公表すること。

行政と住民とのパイプ役であり、地域コミュニティを支える自治会と婦人会を、その自主性を尊重しつつ支援して町の骨格に育成すること。

ボランティア活動を正しく評価し、支援する制度を整えること。幼少期からまちづくりに参加するボランティア精神を育む環境を整備すること。

各種審議会、委員会の委員の選任にあたっては、団体等の充て職にこだわらず、幅広い人材を選任するように努めること。

(2) 公正の確保と透明性の向上

情報提供については、伝達のスピード化を図ることはもとより、住民が理解しやすい内容で、さまざまな手段を活用すること。

より開かれた町政を行うため、積極的に町民が参加するシステムづくりを推進すること。

(3) 男女共同参画社会の構築

町内では男女の賃金格差が大きく、女性の人材登用が遅れているので、男女共同参画社会プランを早期に策定し、それに基づいた施策を早急に整備すること。

2 健全な財政基盤の確立

(1) 経費の節減と財政の健全化

本町の地方債残高は平成17年度末で147億4200万円（一般会計、平成18年度当初予算）、基金積立額は2億8800万円（うち、財政調整基金は1億6100万円。平成18年度当初予算）である。健全財政の確立は緊急の最優先課題であり、補助金の削減等小手先の対策では限界がある。したがって、事務事業の見直しを行い、建設事業や人件費など義務的経費の大幅な削減が重要になっている。事務事業の見直しには聖域を設けず推進しなければならない。

夕張市の財政破綻を教訓にすること。財政運営の失敗により、行政サービスの低下や住民の負担増を強いることがないように、将来を見据えた責任ある行財政運営を行うことが大切である。

収入に見合った財政運営を行うよう、町債の発行や基金の取り崩しに依存しない財政基盤を確立すること。新規事業の実施にあたっては、その財源となる町債等の公債費についてできる限り抑制し、既存の公債残高の削減を図ること。

予算編成を前年度対比の積算ではなく、行政評価の結果を積極的にとり入れ、予算主義から成果主義への転換を図ること。基金積み立ては、当初から予算化すること。施設建設にあたっては、建設コストに配慮し、管理運営コストを考慮しながら、過大な財政負担とならないよう慎重に検討して推進すること。

平成18年度における町の一般会計から特別会計に対する繰出金は、12億1100万円、公営企業会計へは3億3600万円と多額に上る。こうした町の一般会計からの繰出し基準について見直しを行うこと。

多目的公園整備事業費のほとんどが起債償還の費用であるが、起債の借り替えは町民に理解できない。町民への説明責任が不足している。財政措置を確保した上で事業計画を立てること。

財政計画策定にあたっては、楽観的見通しではなく、厳しい将来見通しを立て、健全財政の確立に向けて厳格な計画管理を行うこと。

改革大綱に、財政の数値目標（経常収支比率など）を明確に記載し、目標達成に向けた実施計画を策定して目標達成に向けて強力的に推進すること。

<ケーブルテレビ>

健全な財政基盤の確立のためにはケーブルテレビは受益者負担が原則である。投資とサービスのバランスを図ることが重要であるので、財政収支を考えたサービス内容にすること。財政収支を会計上明確にすること。

(2) 未利用地等の売却処分の推進

財産台帳を整備し、利用していない町有地や施設について、有効な活用策を検討すること。

遊休資産のうち処分可能な土地、建物については、売却処分や他用途での利用等を進めること。

(3) 使用料・手数料の適正化

手数料、使用料は財政状況を勘案して、住民に応分の負担を求めるなど見直しを行うこと。

保育園通園バス料金等の有料化を検討するまでに、事業を抜本的に見直すこと。

(4) 税・税外収入確保対策の実施

町税、国民健康保険税などの滞納額の合計は7,158万円（平成17年度末）

を超えており、自主財源の根幹である町税収入の確保のため、抜本的な徴収対策が必要である。また、旧町間の徴収率に大きな差があることから、効果的な臨戸徴収方法を学ぶことも有効である。

町税、保険料等の滞納状況については、その実態、全体像を町民に公表し、町民への権利と義務の周知徹底を図ること。納税意識の啓蒙を図る対策を講じること。滞納にかかる問題分析を行って、納税者の納税環境を整えるとともに、数値目標を設定して的確な徴収対策を行い、徹底した進捗管理を行うこと。また、職員の増員を図るなど訪問活動を日常化できる徴収体制を整えること。時効中断のための法的措置を徹底すること。

(5) 公共工事コスト縮減

(6) 公営企業等の経営健全化

< 病院 >

町内には公立浜坂病院と3診療所があるが、いずれも一般会計からの繰出金に依存している状況である。特に公立浜坂病院は、医師不足による診療料の減少、病床数の削減などにより収入が減少しており、財政状況は厳しく町財政の根幹をも揺るがしかねない状況であることから、抜本的な対策を講ずることが緊急の課題である。しかし、自治体病院は地域住民の生命を守る拠点であり、安心・安全の町づくりを行うことは自治体の責務であることから、経営の側面だけでは議論できない問題である。

公立浜坂病院の医療体制、経営健全化について、診療所を含めた地域医療の確保対策問題としてとらえて、地元医師会、広域消防と連携して総合的に議論すること。病院の理念を明確にすること。公立浜坂病院が何を目指すかということを経民に示して、理解を得ること。病院職員は共通認識のもとに、一体感をもって理念の実現に向けて行動すること。

地域住民の求める医療を把握すること。職員は危機感を持って行動し、医療の質を高めて、住民の信頼を回復すること。

< 下水道 >

本町では下水道の敷設工事は完了し、安定経営が課題になっている。下水道接続率は59.4%（17年度末、浜坂地域65.4%、温泉地域47.0%）と進んでいない。今後、効率的な経営を行いながら、103億9100万円（平成18年度当初予算）の債務の償還と将来の改修等に備えて基金の積み立てを行わなければならない。施設運営の健全化が図れるよう下水道の接続を促進するとともに、料金の一本化を図ること。

接続率の下方修正に伴う財政計画の見直しを行い、下水道事業会計の健全経営に向けた収納対策、経費節減等を行うこと。将来の下水道事業を見据えた基金積み立て

を実施すること。

<水道>

調整目標年度を掲げているが、早期に簡易水道料金の一本化を図ること。
中長期の財政計画を立て、水道の安定供給を行うこと。

(7) 入札制度の見直し

経費節減と地元業者育成の整合性を図りながら効率的な入札を実施すること。

3 事務・事業の再編・整理

(1) 事務事業の見直し

合併協議の中で調整された事業や旧町からの継続事業を含めた全事業について、中止、凍結、規模縮小などを含めて徹底的な見直しを行うこと。

事業の見直しを行う中で公共政策として町が行わなければならない事業かどうか、最善の方法かどうかを慎重に検討し、行政の守備範囲を逸脱することがないようにすること。民間がすべきものは民間に任せること。

事務処理は徹底した効率化を図り、迅速で正確な事務を実現すること。併せて、安易なミス（例えばパソコン変換ミスなど）のチェック体制を機能させること。

従来からの事務処理方法に縛られず、日々の事務を省みること。全戸配布資料をゼロから見直し、精査すること。文章は、行政用語やカタカナを多用せず、住民が読みやすく理解できるものとする。

組織的に仕事をする体制を整え、人事異動等に伴う事務の停滞を防ぐとともに、誰でも対応できるように、職員の意識改革を行うこと。

経費のかからない窓口サービスを職員の努力と工夫で充実すること。住民の満足度を高めるサービス提供に努めること。

(2) 民間委託等の推進

<施設管理>

指定管理者制度に移行した公共施設はその施設の目的、収益性の有無等の違いにより、指定管理の方法、管理料等を区別すべきである。

自治会等に指定管理する場合は、地域の自主性を重視した契約内容の推進を図ること。また、指定管理者制度の導入が住民サービスの低下を招かないよう、管理料を確保するとともに管理状況を十分監督すること。

指定管理する場合は、施設活用の充実を図る目的に沿って、公募を含めた選定方法を採用すること。町の出資団体である第3セクターを指定管理者にすることには問題があると思われるので、指定先の団体の条件については再検討すること。

< イベント >

イベントを統合し、運営を住民・民間主導に移行する場合、やる気をそぐことなく一層活力ある運営になるよう配慮すること。

(3) 行政評価制度の導入

行政評価制度を早急に導入し、効果をあげるため、各課の評価基準、目標設定の調整を行い、組織的に運用すること。強力な推進体制をつくること。事後評価では不十分であるため、運用にあたっては、事前・プロセス評価を行い、事業の見直しを行うこと。場合によっては第三者による外部評価委員会を設置すること。

行政評価の結果を職員の人事評価に反映し、相乗効果をあげること。

(4) 補助金等の整理合理化

補助金は109件、3億7499万3千円(平成18年度一般会計当初予算)である。負担金は、7億9134万8千円(平成18年度一般会計当初予算)である。補助金は、一旦決定すると、年々既得権のように固定化される傾向がある。また、合併により、類似の団体の補助金が複数出ているケースがあるうえ、補助率に大きな不均衡が見られる。類似団体間の補助金額が十分精査されず、検討がなされないまま補助金額が決定されているように見受けられる。

補助金の交付基準・方針の抜本の見直しを行い、早期に補助金の整理合理化方針を示すこと。その上で、全ての補助金等を白紙に戻して、その必要性、有効性等を公正に審査・評価・検証し、廃止を含めた終期の設定など統一的なしくみを整備すること。

類似団体の統合を推進し、補助金の一元化を図ること。

補助金交付の目的を達成した団体への補助の廃止、類似団体の統合をすすめること。補助対象経費の精査と補助率の一元化。終期を定め公正かつ効果的な補助金交付を行うこと。

補助団体の事務局・会計を町職員が行うことは不適正であるので、自立を促して早急に団体に移行すること。補助団体に適正な会計処理、事務執行をするよう指導すること。

負担金についても、その必要性を検証し、抜本の見直しを行うこと。

4 組織・機構の整備と人事管理の適正化

(1) 組織・機構の見直し

< 組織・機構 >

現在の組織・機構はポストを確保するため肥大化している。適正規模の職員数になる10年後を見据えた組織にスリム化する必要がある。

現在の肥大化した組織を抜本的に見直し、全体的にスリム化すること。総務管理部

門をコンパクトにして少数精鋭化し、サービス提供部門では迅速かつ細やかな対応ができるような組織編成、人事配置をすること。

組織の再編については、縦割り組織の改善を図り、柔軟で総合的な対応ができるよう、住民が利用しやすくわかりやすい組織・機構の整備を図ること。

組織の再編に伴い、住民本位の座席配置に変更すること。

<支所>

合併の目的は行政機能の効率化と安価な行政サービス提供であるので、支所は住民生活に支障のない範囲で効率化、合理化すること。

支所は地域コミュニティを守る拠点であるので、支所職員は温泉地域の振興を担っている気概をもち、真剣に取り組むこと。

地域の特殊性に応じた人材を配置すること。

(2) 定員管理の適正化

平成18年度の職員数は、公営企業を含む正規職員が364人、臨時・嘱託などの職員が160人、合計524人となっている。正規職員の年齢構成は高年齢に偏っていることから、人件費比率の増大の一因でもあり、組織の活性化を妨げる要因にもなっている。組織を活性化するためには常に緊張感を持つことが必要である。早期に職員数を適正規模に削減すること。

退職者の補充を抑制することは必要だが、職員の年齢構成を勘案して新規採用をすすめ、組織として機能する年齢構成バランスを図ること。管理職定年制（役職任期制）を採用するなどして若い職員の登用、組織の活性化を図ること。

臨時・嘱託職員の配置基準、必要性を見直し、臨時・嘱託職員数も削減すること。

(3) 給与・手当の適正化

職員の給与については、国家公務員との比較に用いられるラスパイレス指数を県下、近隣町と比較すると、本町職員は低いランクにある。また、毎年低減しているが、財政状況がひっ迫する中、住民の理解が得られよう人件費の抑制は不可欠である。

職員の給与は、地域民間事業の従業員等の賃金水準を勘案して見直すこと。職員は町民と共存していることを自覚すること。

手当の総点検を行い、その必要性、妥当性を検討すること。

職員の資質向上、公務員体質改善のためにも、仕事の成果を処遇（給与、職務）に反映させる人事評価制度を導入すること。行政評価と人事評価を連動させ、やる気と夢を与える給与制度にすること。とりわけ、管理職には先行導入すること。

(4) 人材育成の推進

職員の意欲と組織の総合力を高めるため、能力・実績を重視した人事評価制度を導入すること。評価結果は職員にフィードバックし指導を行うことで人材育成を行う

こと。

職員研修は、職員一人ひとりの能力開発を人事評価制度、事業評価制度、業績評価と組み合わせ、長期的、体系的にとらえていかなければ成果は期待できない。職員の意識改革、能力開発を人事管理と一体のものとして進めること。

窓口対応をはじめ職員の接遇態度は住民の信頼をうる大きな要素である。公務はサービス業であることや町民主体の行政を推進することの認識を徹底し、基本となる接遇についての研修を継続して行うこと。職員が住民への説明責任を果たすことができ、信頼される職員の育成を行うこと。

各専門分野の研修を行うとともに、ITの活用技術を向上させること。データ管理と個人情報等のセキュリティ管理を徹底すること。自主的な資格取得、能力開発を支援し、適所への配置を行うこと。

職員採用の基準を見直し、年齢制限を緩和して能力ある人材の採用を行うこと。

(5) 第3セクターの経営評価

夢公社はリフレッシュパークをはじめとする町有施設の指定管理者となっているが、町の出資団体に指定管理させることが適切であるかどうかは検討の余地がある。夢公社は、町が株式を51%保有する第3セクターであるが、毎年、利益を出して配当金を出していることから、完全民営化を含めた対応を検討すること。

5 行政サービスの向上と新時代の行政の推進

(1) 生活者の視点に立った行政の運営

環境に配慮した取り組みは大切であるが、ISO14001は認証取得、更新に経費がかかる。認証取得に関する職員のトレーニングのために経費を使うことは町民の理解が得られない。これまでに取得したノウハウを活用して同様の取り組みを行い経費削減は実践できるので、認証取得や更新をせず経費をかけない方法をとること。

(2) 行政手続の簡素化と住民の利便性の向上

(3) 電子自治体の推進

行政事務の電子化については、住民サービスの効率化を図ることを目的とした効率化・高度化を推進すべきである。また、住民、事業者への文書伝達について、メール機能を活用した迅速で効率的な活用を検討することが必要である。

ITは非常に便利だが、漏洩やシステムダウンなどの危険性、脆弱性が表裏一体である。行政の情報管理責任は重大であるので、システムの職務権限の厳格化、情報漏洩の防止、管理者設置など危機管理体制を強化すること。

住民基本台帳ネットワークの運用に多大の経費がかかっているが、カードを保有する住民は平成18年3月末現在で98人、0.54%にすぎない。住民の行政サービスに有効活用できるよう、独自の活用方策を研究すること。

電算システム開発、運用、保守を業者任せにすると、経費は業者の言いなりで膨大になるので、その対策を講ずること。

浜坂地域へのCATV整備については、住民の意向を十分に聴取し、慎重に検討すること。浜坂市街地では、ADSL回線によりインターネット環境は整備されており、城山園地のテレビアンテナが地上デジタル波対応に改修が行われれば、ケーブル敷設の必要性は少ないと考えられ、住民の合意形成が必要である。

民間事業者のサービス参入の可能性もあり、自治体の守備範囲を見定めることが必要である。ケーブル事業に十数億円といわれる経費が必要であることから、その後の維持・運営経費も含めて本町の財政が耐えうるかの検討も必要である。

(4) よりよい子育て・子どもの育つ環境づくり

平成元年度出生者数は、224人であったが、平成16年度は131人にまで落ち込んでいる。現在、浜坂地域に6保育所、2幼稚園、温泉地域に1保育所、1幼稚園がある。また、学校は浜坂地域に4小学校、温泉地域に6小学校、中学校は各地域1中学校となっている。温泉地域では平成24年度には生徒数が30人を切る学校が4校、そのうち2校は生徒数が10人以下となる見通しである。

子育てや教育については、経済性や効率性だけで議論することは容認できない。新温泉町の教育のあるべき姿(教育の柱)を策定し、それに基づいて地域と協議して理解を得ながら教育環境整備を進めること。特に小学校のあり方について、教育的観点から複式学級解消をめざし統廃合を含めた教育環境の整備について検討すること。

ゆめっこランドの保育、教育の現状を見ると課題が多く、保護者の満足が得られていないので、保護者をはじめとする住民の意見を十分聴き、検討を重ね、よりよい子育て環境が整備できるよう不断の努力を行うこと。また、浜坂地域において保育園、幼稚園のあり方を検討する際は、住民の意見を聴き、合意を得ることが必要である。

幼稚園、保育園に限らず、女性が安心して産み育てることのできる少子化対策の環境整備が求められている。

定住化対策については、幅広く研究を行うこと。また、人口減少に伴い生じる個人負担増をなくし、行政サービスの向上に努めるとともに、定住人口の増加についても積極的に取り組むこと。

新温泉町行財政改革推進委員会委員名簿

委員長	西垣晋輔	治
副委員長	前田	司
委員	猪坂	彦
委員	上島	王
委員	大田	子
委員	岡田	志
委員	河北越	男
委員	北下雅	滿
委員	田中	正
委員	谷中	富
委員	中井	郎
委員	中山根	子
委員	米田	敬
		代

新温泉町行財政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応し、簡素で効率的な活力ある町政の実現を推進するため、新温泉町行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、新温泉町の行財政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 町政について識見を有する者

(2) 公募による者

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は企画課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成18年1月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

新温泉町行財政改革推進委員会の審議の状況等

- | | |
|------------------------|---|
| 第1回 委員会
平成18年4月21日 | <ul style="list-style-type: none">・辞令交付・委員長、副委員長の選任・諮問・会議の運営と会議録の公表・委員会スケジュールの確認・大綱の策定方針、18年度当初予算、財政見通しの概要の説明 |
| 第2回 委員会
平成18年5月16日 | <ul style="list-style-type: none">・大綱（素案）についての協議<ul style="list-style-type: none">「第1 本町を取り巻く状況」「第2 行財政改革大綱策定の方針」「第4 1 住民と行政のパートナーシップの構築」 |
| 第3回 委員会
平成18年6月 2日 | <ul style="list-style-type: none">・大綱（素案）についての協議<ul style="list-style-type: none">「第4 1 住民と行政のパートナーシップの構築」 |
| 第4回 委員会
平成18年6月19日 | <ul style="list-style-type: none">・大綱（素案）についての協議<ul style="list-style-type: none">「第4 2 健全な財政基盤の確立」 |
| 第5回 委員会
平成18年7月 7日 | <ul style="list-style-type: none">・大綱（素案）についての協議<ul style="list-style-type: none">「第4 2 健全な財政基盤の確立」「第4 3 事務・事業の再編・整理」 |
| 第6回 委員会
平成18年7月25日 | <ul style="list-style-type: none">・大綱（素案）についての協議<ul style="list-style-type: none">「第4 3 事務・事業の再編・整理」「第4 4 組織・機構の整備と人事管理の適正化」 |
| 第7回 委員会
平成18年8月11日 | <ul style="list-style-type: none">・大綱（素案）についての協議<ul style="list-style-type: none">「第4 4 組織・機構の整備と人事管理の適正化」「第4 5 行政サービスの向上と新時代の行政の推進」 |
| 第8回 委員会
平成18年8月28日 | <ul style="list-style-type: none">・大綱（素案）についての協議<ul style="list-style-type: none">「第4 5 行政サービスの向上と新時代の行政の推進」「第5 推進体制と進行管理」 |
| 第9回 委員会
平成18年9月19日 | <ul style="list-style-type: none">・大綱（素案）についての協議<ul style="list-style-type: none">「第4 5 行政サービスの向上と新時代の行政の推進」「第5 推進体制と進行管理」 |
| 第10回 委員会
平成18年10月4日 | <ul style="list-style-type: none">・答申（案）についての協議 |